

令和3年8月21日
(令和3年9月1日追記)

公益財団法人日本少年野球連盟
関西ブロック所属チーム 各位

公益財団法人日本少年野球連盟
関西ブロック長 大富 肇

関西ブロック通達

新型コロナウイルス感染拡大が続き、子供の感染リスクが高いとされる「デルタ株」への置き換わりが進む中、大阪府に発出されている「緊急事態宣言」が延長され、兵庫県、京都府が「緊急事態宣言」の対象地域に追加されました。また、滋賀県に発出されている「まん延防止等重点措置」も延長されました。いずれも期間は9月12日まで。

これを受け9月12日までのチーム活動につき以下の要請をします。すべての選手、関係者の皆さんの健康と安全を最優先とするためご協力、ご対応をいただきますようお願いいたします。

なお、本通達は今後のコロナ感染の急激な拡大、各自治体からの指導・要請により急遽変更する場合があります。

<要請内容>

- 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発出された地域のチームへ
 - ・ 平日練習の自粛
 - ・ 屋内でのイベント（卒団式、チーム総会等）の自粛
 - ・ 練習試合は可としますが、必ず、保護者から「活動同意書」を取り付け、決して参加の強制はしない、参加しないことに対する制裁は行わないこと。また、移動中の車内換気、昼食時の黙食、手洗い、マスクの着用等感染防止の徹底をお願いします。
 - ・ 府県をまたぐ移動に関しては、行政の指導に従ってください。
 - ・ 関西秋季大会支部予選、関西さわやか大会、関西キッズドリーム大会等においても感染防止に努め、万一、チーム関係者に感染者・濃厚接触者が判明した場合は、保健所の指示に従うとともに、速やかに支部長へ報告し連盟の指示に従うこと。

 - 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発出されていない地域のチームへ
 - ・ 7月12日連盟発出の「新型コロナウイルス感染防止対策 新ガイドライン(2021.7月改訂版)」を遵守し、感染拡大防止に努めるチーム活動を行っていただくよう要請いたします。
- また、各市町村、教育委員会の指導に従って活動して下さい。

(大阪府・緊急事態措置に基づく要請参照)

以上